

■福祉有償運送とは

福祉有償運送は、2006 年の道路運送法改正によって創設された「自家用有償旅客運送」(※)の一つです。NPO 法人等の非営利法人や市町村が、しょうがいしゃや高齢者等、一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

※「自家用有償旅客運送」は、輸送や福祉輸送といった地域における必要な輸送について、それらがバスやタクシー事業によって提供することが困難な場合に、市町村や NPO 法人等が自家用車（白ナンバー）を用いて有償で運送できることとする制度（道路運送法第 79 条）。

福祉有償運送の概要	
旅客の範囲 (利用できる方)	身体障害者、介護保険の要介護者・要支援者、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有し、かつ、一人でバスやタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方及びその付添人。
実施主体	NPO 法人、社会福祉法人、医療法人等の営利を目的としない法人で、国土交通省による自家用有償旅客運送の「登録」（道路運送法第 79 条）を受けた団体。
運送の区域	・地域公共交通会議等を管轄する市町村又は都道府県の区域のうち、協議により定められた区域。 ・旅客の乗車地（発地）か降車地（着地）のいずれかが運送の区域内である。
旅客から収受する対価 ①運送の対価 ②運送の対価以外の対価	・運送の対価は、原則として「距離制」「時間制」「定額制」から選択する。 ・実費の範囲内、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であること。 ・当該地域に適用されるタクシー運賃の約 8 割が目安。（令和 5 年 12 月通達改正） ・運送の対価以外の対価は、迎車回送料金、待機料金、介助料（乗降介助に関する部分のみ）、添乗料等であり、実費の範囲内で設定する。
使用車両	・実施主体が、その自家用自動車の使用権原を有しており、乗車定員 11 人未満の自動車（寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等）であること。 ・ボランティア等による持込み車両も含まれる。
自動車に関する表示	・車体の両側面に以下に掲げる事項をステッカー、マグネットシート又はペンキ等による文字で表示する。 ①運送者の名称、②「有償運送車両」の文字、③登録番号
運転者の 資格要件	・「2 種運転免許保有」又は「1 種運転免許保有＋大臣認定講習受講」が必要。 ・セダン等の車両を運転する場合には、介護福祉士等の資格又は大臣認定の講習の受講が必要となる。
登録	①新規登録（新たに福祉有償運送を始めようとするとき） ②更新登録（福祉有償運送の有効期間の更新をするとき） →登録の有効期間は 2 年だが、重大事故を引き起こしていない等の一定の要件を満たせば更新登録の有効期間は 3 年。 ③変更登録（登録事項に変更があるとき） ④軽微な事項の変更の届出（登録事項の軽微な事項を変更したとき）

■国立市地域公共交通活性化協議会での協議事項について

福祉有償運送 / 「協議」が必要となる事項 (その必要性について、地域の特性や移動制約者の現状等を踏まえながら協議する)		
協議内容		手続きの流れ
登録関係	○新規登録 ・新たな事業者の登録	①「地域における関係者の協議」 (国立市地域公共交通活性化協議会) ▼ ②道路運送法に基づく登録 (運輸支局に申請)
	○更新登録 ・有効期間の更新	
	○変更登録 ・運送の区域の拡大又は変更 ・旅客の範囲の拡大 等	
旅客から収受する対価	・運送の対価 ・運送の対価以外の対価 (迎車回送料金、待機料金、介助料、添乗料、車いす使用料等)	①「地域における関係者の協議」 (国立市地域公共交通活性化協議会) ▼ ②新しい対価での運行開始 ※運輸支局への申請は必要なし

■国立市における福祉有償運送について

年度	取り組み
平成17年度～平成28年度	多摩地域22市3町1村で構成する「多摩地域福祉有償運送運営協議会」に加盟。
平成29年度	国立市の地域特性を踏まえ、福祉有償運送を含めた福祉交通の充実を図るため、国立市単独の福祉有償運送運営協議会を設置。
平成30年度	市主導で市内の福祉有償運送について見直しを開始。道路交通課内に事務局を置いた福祉有償運送事務者連絡会を立ち上げ、事業者と市で、市内の福祉有償運送についての新しい枠組み(『国立ルール』)について協議を重ねる。
令和2年度	『国立ルール』での運行開始。 ①統一料金 ②登録費・年会費 ③介助同乗者 ※下記参照
令和5年度	12月、価格の目安がこれまでのタクシー運賃の概ね1/2から約8割に変更になるとの通達を受ける。
令和6年度	国立ルールを撤廃し、各事業者が自由に運賃・サービス等を設定できるように変更。令和6年第1回福祉有償運送運営協議会で、3事業者が運送の対価等変更申請をし、承認を得る。
令和7年度	福祉有償運送単独の運営協議会としては解散。第2の公共交通との位置付けのもと、交通環境の変化や多様なニーズに柔軟に応じていくため、公共交通の多様な主体の一つとして、協議の場を地域公共交通活性化協議会に移行。

※『国立ルール』

国立ルール	
①統一料金	・市内→市内 一律500円 ・市内→市外 6 km圏内(1 乗降) 一律800円 ・市内→市外6km圏外(1 乗降) 運行km×163円
②登録料・年会費	・登録料500円 ・年会費1,200円
③介助同乗者	・利用の際には介助者を同乗させる ※令和5年度からは、介助同乗者が自身で用意できない場合には、運行法人に相談し、運行法人が利用(対応)の可否を判断することとなった。